

岡山県に緊急事態宣言が発出されている期間における課外活動について

学生主事

岡山県に緊急事態宣言が発出されている期間の課外活動については、岡山県教育庁からの発出文書に準じながら、以下の対応をとっています。

- 公式大会が控えている部・同好会以外は、活動禁止
- 公式大会が控えている部・同好会については、感染症対策を徹底した上で活動を認める
  - ・「控えている公式大会」は概ね1ヶ月以内に開催される公式大会とします。
  - ・制限や対応の詳細については指導教員および部長に指示しています。
- 県内・県外での大会や試合等への参加は原則禁止
  - ・ただし、公式大会（それに準ずるもの）については本校危機管理室に届け出た上で参加を認める。
- 本校に学外者（他校生徒学生・社会人等）を入れての対外試合・合同練習等は禁止

技術・体力・モチベーション等の維持にとって難しい状況が続きますが、協力をよろしくお願いします。

以上